

白河市家庭用生ごみ処理機等購入費助成事業要綱

令和8年6月29日要綱第41号

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を促進し、市民の環境意識の向上及び生活環境の保全に寄与することを目的として、生ごみ処理機等を購入する者に対し、予算の範囲内で購入費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる機器（以下「対象処理機等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 電動生ごみ処理機（家庭用電源で稼働可能なもので、電力を用いて生ごみを分解、減容及び堆肥化する機器をいう。以下同じ。）
- (2) 生ごみ自家処理容器（非電動式で生ごみを分解、減容及び堆肥化する専用の処理容器をいう。以下同じ。）
- 2 対象処理機等は新品に限るものとする。ただし、オークション等による個人売買で入手したものは対象外とする。
- 3 電動生ごみ処理機については、1世帯あたり1基まで、生ごみ自家処理容器は、1世帯あたり2基までを対象とする。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 購入した対象処理機等を適切に維持管理し、発生した堆肥等を自家処理できる者
- (3) 市税等の滞納がない者
- (4) 過去5年以内にこの要綱に基づく助成を受けていない者（生ごみ自家処理容器に係る助成金の交付を受ける場合は、過去5年以内に2基分の助成金の交付を受けていない者）

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象処理機等の購入価格（消費税、送料、保証料等は除く。）の2分の1以内の額とし、その限度額は次の各号に掲げる区分に応じそれぞれに定める額とする。ただし、助成金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 電動生ごみ処理機 1基につき30,000円
- (2) 生ごみ自家処理容器 1基につき5,000円

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、白河市家庭用生ごみ処理機等購入助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し又はこれに代わる書類の写し（購入年月日及び購入店の記載があるもの）
- (2) 対象処理機等の製品規格が確認できる書類の写し
- (3) 購入した対象処理機等の写真
- (4) 市税等の滞納がないことを証明する書類

- (5) 振込先の通帳の写し等
 - (6) その他市長が必要とする書類
- (交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付の可否を決定し、白河市家庭用生ごみ処理機等購入助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するとともに助成金を交付するものとする。

(譲渡の禁止)

第7条 助成金の交付を受けた者は、当該助成を受けて購入した対象処理機等を他人に譲渡してはならない。

(協力義務)

第8条 助成金の交付を受けた者は、市が行う生ごみ減量に関するアンケート調査等に対し、協力するよう努めるものとする。

(決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたと認めたときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和8年6月29日から施行し、令和8年4月1日以降に購入した対象処理機等について適用する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

白河市家庭用生ごみ処理機等購入助成金交付申請書

年 月 日

白河市長

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
電話番号 _____

白河市家庭用生ごみ処理機等購入費助成事業要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

設置場所	白河市			
対象処理機等	☐ 電動生ごみ処理機 (基) ☐ 生ごみ自家処理容器 (基)			
購入価格	電動生ごみ処理機 _____ 円 (消費税を除く。) 生ごみ自家処理容器 _____ 円 (消費税を除く。)			
交付申請額 (100 円未満切り捨て)	電動生ごみ処理機 _____ 円 (上限額 30,000 円) 生ごみ自家処理容器 _____ 円 (上限額 1 基 5,000 円)			
振込口座	金融機関名		支店名	
	種別	普通・総合 当座	口座番号	
	口座名義フリガナ			
担当課所見（申請者は記入しないでください。）				

備考：添付書類

- (1) 領収書の写し又はこれに代わる書類の写し
- (2) 対象処理機等の製品規格が確認できる書類の写し
- (3) 購入した対象処理機等の写真
- (4) 市税等の滞納がないことを証明する書類
- (5) 振込先の通帳の写し等
- (6) その他市長が必要とする書類

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

白河市長

㊞

白河市家庭用生ごみ処理機等購入助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった白河市家庭用生ごみ処理機等購入費助成金について、次のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

助成金の額	円
交付条件	1 対象処理機等の機能が良好な状態で保持できるよう適切に維持管理すること。 2 当該助成を受けて購入した対象処理機等を他人に譲渡しないこと。 3 市が行う生ごみ減量に関するアンケート調査等に対し、協力すること。

・不交付の理由